

## 知立市防犯用具購入費等補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び市民の防犯意識の高揚を図り安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯用具を購入し、及び設置する市民に対し、予算の範囲内において交付する知立市防犯用具購入費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条第1項各号に掲げる防犯対策を実施した者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に市内に住所を有している者であること。
- (2) 世帯主であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

## (補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、補助対象者又はその同居する親族が自ら所有し、又は賃借している市内の住居、自家用車両等で新たに実施する次の各号に掲げる防犯対策とする。ただし、事業の用に供するものに実施する場合を除く。

- (1) 玄関及び勝手口等の出入り口の錠を交換し、又は補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。
- (2) サッシ等に防犯ガラス、防犯フィルム、ガラス破壊センサー、補助錠、格子等を取り付けること。
- (3) 屋外用センサーライト、モニター付きインターホン等を取り付けること。
- (4) 敷地内に防犯砂利（防犯用と表示されているものに限る。）等を設置すること。
- (5) 自家用車両にハンドルロック、タイヤロック、警報装置、車両暗号コードの

書換防止装置、スマートエントリーの無効化措置、車両認証装置、駐車監視機能付きドライブレコーダーその他の盗難防止装置等を取り付けること。

- (6) 自家用車両のスマートキーに電波を遮断する対策をすること。
- (7) 二輪車及び自転車等の錠を交換し、又は補助錠、タイヤロック、警報装置その他の盗難防止装置等を取り付けること。
- (8) その他防犯対策で市長が認めたもの  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する経費（消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、16,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、支払いが完了した日（以下「支払日」という。）（設置工事が完了した日（以下「設置日」という。）又は防犯用具が納品した日（以下「納品日」という。）が支払日より遅い場合は、設置日又は納品日）の属する年度末までに、知立市防犯用具購入費等補助金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が完了したことを証する領収書等
- (2) 防犯用具を設置したことを確認できる写真
- (3) 自動車の所有者及び使用者が確認できる書類の写し（自動車に対する防犯用具を設置する場合に限る。）
- (4) 設置日又は納品日が確認できる書類（設置日又は納品日の属する年度と支払日の属する年度が異なる場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第三者から借り上げた住宅に居住している者が、補助金の交付を申請するときは、所有者又は管理者の同意を得、前項に規定する交付申請書の所有者同意欄に署名又は記名押印を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の申請をもって、これに代えることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、知立市防犯用具購入費等補助金

交付決定通知書（様式第2）により、適当でないと認めたときは知立市防犯用具購入費等補助金不交付決定通知書（様式第3）により当該決定に係る申請者に通知しなければならない。

2 補助金の額は前項の交付決定通知をもって確定とする。

（補助金の交付）

第8条 前条第1項の決定通知を受けた者は、知立市防犯用具購入費等補助金交付請求書（様式4）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けようとした者に対し、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、又は返還させることができる。

（検査）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、職員に検査させ、又は関係者の意見を聞くことができる。

（遵守事項）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった防犯用具を、購入をした日から1年間は適切に維持管理しなければならない。

（免責）

第12条 防犯対策により生じた問題については、申請者及び所有者又は管理者との間で処理するものとし、知立市はその責を負わないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

（この要綱の失効等）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1

知立市防犯用具購入費等補助金交付申請書

年 月 日

知 立 市 長 様

申請者

住 所 知立市

(フリガナ)

世帯主名

生年月日 年 月 日

電話番号

知立市防犯用具購入費等補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

事業の内容	住宅	<input type="checkbox"/> 屋外用センサーライト <input type="checkbox"/> モニター付きインターホン <input type="checkbox"/> 防犯砂利 <input type="checkbox"/> 鍵の取替・補助錠 <input type="checkbox"/> サムターンカバー <input type="checkbox"/> 防犯ガラス・防犯フィルム <input type="checkbox"/> ガラス破壊センサー <input type="checkbox"/> 窓用格子 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	自動車	<input type="checkbox"/> ハンドルロック <input type="checkbox"/> タイヤロック <input type="checkbox"/> 警報装置 <input type="checkbox"/> イモビリッター防止装置 <input type="checkbox"/> リレーアタック等防止装置 <input type="checkbox"/> 駐車監視機能付きドライブレコーダー <input type="checkbox"/> その他 ( )
	二輪車・ 自転車等	<input type="checkbox"/> 鍵穴用ロック <input type="checkbox"/> タイヤロック <input type="checkbox"/> 警報装置 <input type="checkbox"/> 自転車錠取替・補助錠 (U字ロック・ワイヤー錠等) <input type="checkbox"/> その他 ( )
購入日 (又は設置日)		年 月 日
対象経費 (購入金額)		金 円 (消費税込み)
補助金申請額		金 円 (補助率1/2、限度額16,000円・100円未満切捨て)

※添付書類

- 1 領収書等の支払いが確認できる書類 (明細を確認できる領収書の写し等)
- 2 製品等の規格がわかる書類の写し (カタログ、パンフレット、説明書等)
- 3 防犯対策実施後の写真
- 4 自動車への対策を実施した場合は、自動車の所有者及び使用者がわかる書類の写し

右記は借家の方のみ ご記入ください。 所有者 (管理者) 同意	上記施工に同意します。 所有者 (管理者) 住所 (所在地) _____ 氏名 (名 称) _____ 印
---------------------------------------	--

## 誓約書

下記の内容を読んで、□に✓を入れてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 転売を目的として、防犯用具を購入したものではないこと。
- 事業の用に供するものではないこと。
- 補助対象用具は次のどちらか又は両方に該当します。
  - (1) 申請者が所有又は賃貸する市内の住宅及び自家用車両等に設置するため購入したもの。
  - (2) 申請者と同一の世帯に属する者が所有又は賃貸する市内の住宅及び自家用車両等に設置するため購入したもの。
- 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- 過去に本補助金を受けたことはないこと。また、過去にこの補助金を受けた者の属する世帯の構成員ではないこと。
- 補助対象防犯用具を設置し、原則、1年間は当該用具を使用すること。
- 防犯用具設置後に生じた問題（苦情等）及び刑法犯被害については、市は一切の責任を負わないことに了承すること。
- 知立市税の滞納がないこと。
- 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、その他審査において必要な書類の閲覧等について了承すること。
- 上記の事項に反する事実が判明した場合は、市に対して補助金を返還すること。

年 月 日

申請者氏名（自署）

様式第 2

知立市防犯用具購入費等補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

知立市長



年 月 日付けで交付申請のありました 年度知立市防犯用具購入費等補助金につきましては、下記のとおり交付することを決定したので、知立市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金等の交付条件は、次のとおりとする。
  - (1) 市長が必要と認める場合、指示をし、報告を求め、検査することがあります。
  - (2) 知立市補助金等交付規則及び知立市防犯用具購入費等補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3

知立市防犯用具購入費等補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

知立市長



年 月 日付けで交付申請のありました 年度防犯用具購入費等補助金につきましては、下記の理由により交付しないことに決定したので、知立市補助金等交付規則第7条の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

様式第 4

知立市防犯用具購入費等補助金交付請求書

年 月 日

知 立 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました知立市  
防犯用具購入費等補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金の額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 支所 出張所
口座番号	科目 普通・当座	番号
フリガナ		
口座名義		

※記入についての注意

- ・通帳又はキャッシュカードのコピーの添付をお願いします。
- ・振込口座は、請求者（申請者）の口座としてください。